

(全サービス共通)

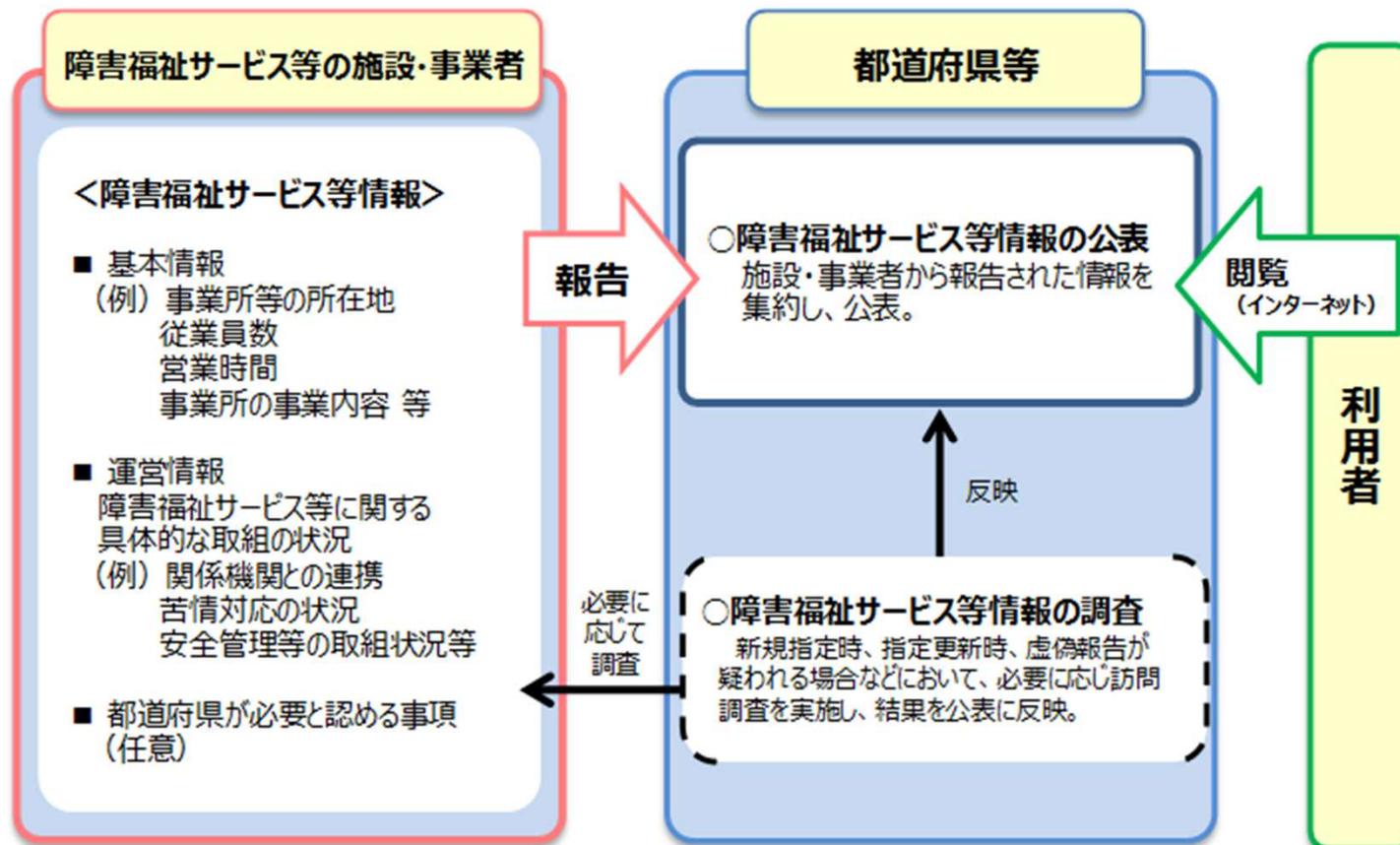
障害福祉サービス等情報公表制度

～令和6年度指定障害福祉サービス事業所等に係る集団指導～

鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課施設指導担当

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行され義務化されました。



参考：障害福祉サービス等情報公表制度（厚生労働省HP）



障害福祉サービス等情報公表システムについて

障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「**障害福祉サービス等情報公表システム (WAM NET)**」(以下「情報公表システム」という。)を通して、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようになっております。

○障害福祉サービス事業所検索 (外部リンク)

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

報告の方法

下記のシステムログインリンクよりお願いします。

○システムログイン (外部リンク)

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

◎ログイン情報が分からない場合

ログインID、システムに登録しているメールアドレスが分からず、情報公表システムのログイン画面からパスワードの初期化ができない場合は、次の情報をメール本文に記載の上、下記メールアドレス宛てメールにてログイン情報の再発行を依頼してください。その後、各事業所でパスワードを再設定してください。

- ・事業所名
- ・事業所番号 (複数ある場合は1つの番号の記載で可)
- ・システムへ登録をするメールアドレス
- ・担当者の電話番号

【中部総合事務所管内】 【送付先】 chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp 【件名】 情報公表制度ログイン情報再発行 (中部管内)

【西部総合事務所管内】 【送付先】 seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp 【件名】 情報公表制度ログイン情報再発行 (西部管内)



情報公表未報告減算について～令和6年度報酬改定より新設～

○減算の算定要件

各法律で定められた情報の報告を都道府県知事に行っておらず、それが指定更新や運営指導などで発覚し、指定権者が報告するように指導したにも関わらず報告しない場合に減算が適用されます。

○対象サービス

障がい者及び障がい児の全ての障害福祉サービスが対象

○減算の単位 ※サービスによって異なります。

- ・基本報酬の所定単位数の10%を減算
→療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設
- ・基本報酬の所定単位数の5%を減算
→居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

○減算の発生時期・期間

事業者が当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで

報告を行っていない事実が生じた場合→未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定

【事例】県が8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果
令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合→令和6年4月分の報酬から減算の対象

【引用】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 問19（外部リンク）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001260473.pdf>



令和6年度鳥取県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

報酬改定に伴い、鳥取県において、実施要綱が施行されました。（令和6年4月1日施行）
報告にあたって、内容や期限等の詳細な情報を定めています。

○令和6年4月1日以前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

報告の時期：令和6年5月1日から令和6年7月29日まで
内 容：別添1「基本情報」及び別添2「運営情報」

○令和6年4月1日以降に指定障害福祉サービス等を提供している事業者（※今年度新規指定事業所）

報告の時期：当該指定障害福祉サービス等に係る事業者指定を受けた日から2か月以内
内 容：別添1「基本情報」

○調査の実施について

利用者保護等の観点から、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するため、次のような場合に調査を行う。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- (2) 公表内容について利用者から苦情等があったとき
- (3) 指定障害福祉サービス等に係る運営指導を行うとき
- (4) その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

【参考】

令和6年度鳥取県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1120729/zyouhoukoukaiyoukou.pdf>

別添1、2 公表事項

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1120729/R4youkou_betten1_2.pdf



【参考】障害者総合支援法第76条の3

- 1 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして主務省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、主務省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による公表を行うため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、指定特定相談支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の設置者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 7 都道府県知事は、指定特定相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定特定相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって主務省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。



【参考】児童福祉法第33条の18

- 1 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、**当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。**
- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による公表を行うため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、**対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。**
- 5 都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者が**第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。**
- 7 都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定障害児相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

